

財務省告示第五百三三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十六年度の初日から平成十六年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年十一月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十六年度の初日から平成十六年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一・五八トン
三	四トン
四	一七、六六トン
五	七三・一トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
六三六トン	四八五トン	九、一八二トン	七三、四三三トン	二四、九七九トン	一六トン	二二二、九九トン	七九四、八七四トン	三、三九八、二二トン	五五、五九トン	三、七七二トン	二、四三四トン	二一、一七三トン	八トン	トン	九トン

二九	八七八トン
二八	五九トン
二七	八、三三三トン
二六	一、三四トン
二五	トン
二四	一トン
二三	三、三三三トン
三三	六四トン
三一	一九、一九三トン